

第2次一括法案の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*))を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日) 等

第2次一括法案の改正概要(基礎自治体への権限移譲関係)

平成23年4月
内閣府地域主権戦略室

移譲事務

内閣関係

- 災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知 <災害対策基本法>
- 家庭用品販売業者への立入検査等(※)
<家庭用品品質表示法>(都道府県→市)
- 特定非営利活動法人の設立認証等
<特定非営利活動促進法>(都道府県→指定都市)

総務省関係

- 町・字の区域の新設等の告示
<地方自治法>(都道府県→市町村)

厚生労働省関係

- 理容所の衛生措置基準の設定等
<理容師法>(都道府県→保健所設置市)
- 墓地・納骨堂・火葬場の経営許可等
<墓地、埋葬等に関する法律>(中核市まで→市まで)
- 興行場の衛生措置基準の設定等
<興行場法>(都道府県→保健所設置市)
- 旅館の衛生措置基準の設定等
<旅館業法>(都道府県→保健所設置市)
- 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等
<公衆浴場法>(都道府県→保健所設置市)
- 身体障害者相談員への委託による相談対応、援助
<身体障害者福祉法>(中核市まで→市町村まで)
- クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定
<クリーニング業法>(都道府県→保健所設置市)
- 毒物・劇物業務上取扱者への必要な措置の命令
<毒物及び劇物取締法>(都道府県→保健所設置市)
- 社会福祉法人の定款認可等
<社会福祉法>(中核市まで→市まで)
- 第二種社会福祉事業の経営者への立入検査等
(隣保事業) <社会福祉法>(中核市まで→市まで)
- 美容所の衛生措置基準の設定等
<美容師法>(都道府県→保健所設置市)
- 専用水道の給水停止命令等
<水道法>(保健所設置市まで→市まで)
- 知的障害者相談員への委託による相談対応、援助
<知的障害者福祉法>(中核市まで→市町村まで)
- 薬局の開設許可等
<薬事法>(都道府県→保健所設置市)

○未熟児の訪問指導等

<母子保健法>(保健所設置市まで→市町村まで)

○結核指定医療機関の指定等

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律>
(中核市まで→保健所設置市まで)

農林水産省関係

○農地等の権利移動の許可等

<農地法>(都道府県→市町村)

経済産業省関係

○ガス用品販売事業者への立入検査等(※)

<ガス事業法>(都道府県→市)

○緑地面積率等に係る地域準則の策定等

<工場立地法>(指定都市まで→市まで)

○電気用品販売事業者への立入検査等(※)

<電気用品安全法>(都道府県→市)

○液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等(※)

<液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律>
(都道府県→市)

○特定製品販売事業者等への立入検査等(※)

<消費生活用製品安全法>(都道府県→市)

○商店街整備計画の認定等(※)

<中小小売商業振興法>(都道府県→市)

国土交通省関係

○町村による都道府県道の管理 <道路法>

○土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可等

<土地区画整理法>(特例市まで→市まで)

○路外駐車場への立入検査等

<駐車場法>(特例市まで→市まで)

○改良地区内の建築行為等の許可等

<住宅地区改良法>(特例市まで→市まで)

○流通業務地区内の施設建設等の許可等

<流通業務市街地の整備に関する法律>(中核市まで→市まで)

○都市計画関係 <都市計画法>

・都市計画施設区域内等の建築の許可等

(特例市まで→市まで)

・都市計画決定

緑地保全地域(2以上の市町村の区域にわたるものを除く)、市街地開発事業(一部を除く)に係るもの

(都道府県→市町村)

区域区分、都市再開発方針等に係るもの

(都道府県→指定都市)

○市街地再開発促進区域内の建築の許可等

<都市再開発法>(特例市まで→市まで)

○土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出

受理等 <公有地の拡大の推進に関する法律>

(中核市まで→市まで)

○緑地保全地域等における行為の規制等

<都市緑地法>(中核市まで→市まで)

○住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可等

<大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法>(特例市まで→市まで)

○拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可等

<地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律>(特例市まで→市まで)

○特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等

<特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律>

(中核市まで→市まで)

○被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可等

<被災市街地復興特別措置法>(特例市まで→市まで)

○防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可等

<密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律>

(特例市まで→市まで)

○マンション建替組合設立の認可等

<マンションの建替えの円滑化等に関する法律>

(特例市まで→市まで)

○市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の同意の廃止 <景観法>

○特定路外駐車場への立入検査等

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

(特例市まで→市まで)

環境省関係

○騒音に係る規制地域の指定等

<騒音規制法>(特例市まで→市まで)

○悪臭に係る規制地域の指定等

<悪臭防止法>(特例市まで→市まで)

○振動に係る規制地域の指定等

<振動規制法>(特例市まで→市まで)

○騒音に係る環境基準の地域類型の指定

<環境基本法>(都道府県→市)

(※)政令で具体的移譲事務を定めるもの

第2次一括法案の改正概要(義務付け・枠付けの見直し関係)

平成23年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 施設・公物設置管理の基準

< 現行 >

施設等基準は
政省令で規定

< 見直し後 >

・施設等基準は条例で規定
・政省令は条例制定の基準へ

(1) 「従うべき基準」の例

① 軽費老人ホーム・保護施設

- ・職員の資格及び数(例: 栄養士等の配置基準等)
- ・居室面積等(例: 都市型軽費老人ホームの居室面積 7.43㎡/人以上等) ※附則に検討規定

(2) 「標準」の例

- ① 軽費老人ホーム・保護施設: 利用者数
- ② 公共職業能力開発施設: 職業訓練の訓練生の数

(3) 「参酌すべき基準」、条例制定基準を設けない例

- ① 軽費老人ホーム・保護施設: 上記以外の基準
- ② 図書館協議会・博物館協議会: 委員の任命等の基準
- ③ 水道: 技術管理者の資格基準
- ④ 下水道: 公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場・都市下水路の維持管理に関する基準
- ⑤ 自動車専用道路: 連結できる施設の基準
- ⑥ 都市公園: 配置・規模等の基準、建築物の建築面積割合の基準
- ⑦ 公園等のバリアフリー化: 構造基準
- ⑧ 一般廃棄物処理施設: 技術管理者の資格基準
- ⑨ 指定猟法禁止区域・休猟区の標識: 寸法に係る基準

(4) 基準に係る規定を廃止する例

- ① 公立高等学校: 収容定員の下限の基準
- ② 公営住宅: 計画的な整備に関する基準

※「検討規定」(附則)

今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設等の基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 許可の見直し

〔道路整備特別措置法関係〕

- 有料道路の料金変更等に係る大臣許可 → 事後届出へ

(2) 認可の見直し

〔水害予防組合法関係〕

- 水害予防組合の会計事務を掌る者を定める場合の知事認可 → 事後届出へ

〔空港法関係〕

- 空港供用規程の大臣認可 → 事後届出へ

(3) 承認の見直し

〔都市再開発法関係〕

- 特定建築者の公募決定に係る大臣(知事)承認 → 廃止へ

(4) 同意協議の見直し

〔社会福祉法関係〕

- 福祉事務所設置の知事同意協議 → 協議へ

〔職業能力開発促進法関係〕

- 公共職業能力開発施設設置の大臣同意協議 → 廃止へ

〔沿道法関係〕

- 沿道整備権利移転等促進計画の知事同意協議 → 指定都市・中核市・特例市については廃止へ

〔密集市街地防災街区法関係〕

- 防災街区整備事業による施設建築物等の管理規約に係る大臣(知事)同意協議 → 廃止へ

- 避難経路協定の知事同意協議 → 廃止へ

〔景観法関係〕

- 景観協定の認可に係る知事同意協議 → 協議へ

〔自然環境保全法関係〕

- 原生自然保全地域等における保全事業の大臣同意協議 → 協議へ

〔湖沼水質保全特別措置法関係〕

- 湖沼水質保全計画の大臣同意協議 → 協議へ

〔環境基本法関係〕

- 公害防止計画の大臣同意協議 → 一部を廃止へ

〔鳥獣保護法関係〕

- 鳥獣保護区における事業に係る大臣同意協議 → 一部を協議へ

(5) 協議の見直し

〔地方財政法関係〕

- 地方債の発行に係る大臣(知事)協議 → 一部を事前届出へ

〔酪農肉用牛生産振興法関係〕

- 酪農・肉用牛生産近代化計画の大臣協議 → 一部を廃止へ

〔獣医療法関係〕

- 獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の大臣協議 → 事後報告へ

〔計量法関係〕

- 立入検査に係る都道府県・市町村の協議 → 廃止へ

〔水防法関係〕

- 水防計画の知事協議 → 事後届出へ

〔地方住宅供給公社法関係〕

- 地方住宅供給公社への出資等に関する大臣協議 → 廃止へ

〔地方道路公社法関係〕

- 地方道路公社への出資に関する大臣協議 → 廃止へ

〔マンション建替え円滑化法関係〕

- 危険有害マンション建替え勧告に係る知事協議 → 廃止へ

〔温泉法関係〕

- 温泉の工業利用を目的とする土地の掘削の許可に係る経済産業局長協議 → 廃止へ

(6) その他

〔地方財政健全化法関係〕

- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の「できる」規定化等

- 山村振興計画 [山村振興法関係]
- グリーンツーリズム基本方針 [農山漁村余暇法関係]

(2) 内容の義務付けの廃止・例示化

- 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止・例示化 [構造改革特別区域法関係]

- 地域再生計画の内容の義務付けの一部を廃止・例示化 [地域再生法関係]

- 競馬活性化計画の内容の義務付けの一部を例示化 [競馬法関係]

(3) 公表義務の努力義務化

- 外客来訪促進計画の公表義務の努力義務化 [外客誘致法関係]

- エコツーリズム推進全体構想の公表義務の努力義務化 [エコツーリズム推進法関係]

(4) 計画策定手続の見直し

- 基本計画の大臣協議における図書の添付義務 [大都市宅地・鉄道一体化法関係]

条例委任事項一覧(地域主権戦略大綱・第2次一括法案)

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容
					都道府県	市町村		
2	警察庁	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	2	○		参酌	交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を条例委任
4	文科省	社会教育法	30	1		○	参酌	公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準を条例委任
5	文科省	図書館法	15		○	○	参酌	図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任
6	文科省	博物館法	21		○	○	参酌	博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任
8	厚労省	児童福祉法	21の5の15	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項
8	厚労省	児童福祉法	24の9	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により準用規定となった。
9	厚労省	食品衛生法	29	1・3	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	食品衛生検査施設の設備(従うべき基準)及び職員配置(参酌基準)に関する基準を条例委任
9	厚労省	食品衛生法	29	2・3		○ (保健所設置市、特別区)	従うべき・参酌	食品衛生検査施設の設備(従うべき基準)及び職員配置(参酌基準)に関する基準を条例委任
10	厚労省	医療法	7の2	4	○		従うべき	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準を条例委任
10	厚労省	医療法	7の2	5	○		従うべき	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準を条例委任
10	厚労省	医療法	18		○	○ (保健所設置市、特別区)	従うべき	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準を条例委任
10	厚労省	医療法	21	1	○		従うべき・参酌	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準(薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準)・診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定(参酌基準))並びに病院の施設の一部に関する基準(参酌基準)を条例委任

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容
					都道府県	市町村		
10	厚労省	医療法	21	2	○		従うべき・参酌	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準(看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準)・事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定(参酌基準))並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準(参酌基準)を条例委任
11	厚労省	生活保護法	39		○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	保護施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
12	厚労省	社会福祉法	65	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
13	厚労省	水道法	12	1	○	○	—	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準を条例委任
13	厚労省	水道法	12	2	○	○	参酌	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準を条例委任
13	厚労省	水道法	19	3	○	○	参酌	水道技術管理者の資格に関する基準を条例委任
14	厚労省	職業能力開発促進法	19	1	○	○	標準・参酌	公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準(訓練生の数に関する規定(標準)・教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定(参酌基準))を条例委任
14	厚労省	職業能力開発促進法	21	1	/	/	/	公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準を条例委任 ※19条1項の条例委任により実現
14	厚労省	職業能力開発促進法	23	1	○	○	参酌	無料の公共職業訓練の対象者に関する基準を条例委任
14	厚労省	職業能力開発促進法	28	1	○	○	従うべき	公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準を条例委任
14	厚労省	職業能力開発促進法	30の2	1	○		参酌	公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準を条例委任
15	厚労省	介護保険法	70	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任
15	厚労省	介護保険法	78の2	1		○	従うべき	指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容
					都道府県	市町村		
15	厚労省	介護保険法	78の2	4		○	従うべき	指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項
15	厚労省	介護保険法	115の2	2	○	(指定都市、中核市)	従うべき	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項
15	厚労省	介護保険法	115の12	2		○	従うべき	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項
15	厚労省	介護保険法	86	1	○	(指定都市、中核市)	従うべき	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任
15	厚労省	介護保険法	74	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	74	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	88	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	88	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	97	1		○ (指定都市、中核市)	参酌	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準(療養室、診療室及び機能訓練室を除く。)を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容
					都道府県	市町村		
15	厚労省	介護保険法	97	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	97	3		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	115の4	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
15	厚労省	介護保険法	115の4	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
16	厚労省	障害者自立支援法	36	3	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容
					都道府県	市町村		
16	厚労省	障害者自立支援法	43	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
16	厚労省	障害者自立支援法	43	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
16	厚労省	障害者自立支援法	44	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
16	厚労省	障害者自立支援法	44	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。
18	国交省	道路法	24の3		○	○	—	自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準を条例委任
18	国交省	道路法	48の3		○	○	—	自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準を条例委任
18	国交省	道路法	48の4		○	○	—	自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等、利便施設等及び連結通路等以外の基準を条例委任
19	国交省	都市公園法	3	1	○	○	参酌	都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例委任
19	国交省	都市公園法	3	2				都市公園の設置基準(都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画に即して行うものとする)を努力義務化
19	国交省	都市公園法	4	1	○	○	参酌	都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を条例委任
20	国交省	駐車場法	8	2	○	○	—	路上駐車場管理者が設置する路上駐車場の駐車料金等に係る標識の表示に関する基準を条例委任
21	国交省	下水道法	7		○	○	参酌	公共下水道の構造の技術上の基準(雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除く。)を条例委任

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容
					都道府県	市町村		
21	国交省	下水道法	21	2	○	○	参酌	終末処理場の維持管理に関する基準を条例委任
21	国交省	下水道法	28	2	○	○	参酌	都市下水道の維持管理に関する基準を条例委任
22	国交省	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	20	1	○	○	—	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任
22	国交省	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	21	1	○	○	—	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	118	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	119	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	120	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である高齢者向け公共賃貸住宅の入居基準を条例委任
24	国交省	特定都市河川浸水被害対策法	17	3	○	○ (指定都市、中核市、特例市)	参酌	技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を条例委任
24	国交省	特定都市河川浸水被害対策法	24	1	○	○ (指定都市、中核市、特例市)	参酌	保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を条例委任
25	国交省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1・2	○	○	参酌	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例委任
25	国交省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13	1～3	○	○	参酌	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例委任
26	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	21	3		○	参酌	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例委任
27	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	○		参酌	指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準のうち、寸法に係る基準を条例委任
			34	5	○		参酌	
b 24	国交省	道路整備特別措置法	18	1	○	○	—	条例で定めるところにより、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
b 24	国交省	道路整備特別措置法	19	1	○	○	—	条例で定めるところにより、料金を徴収している二以上の道路を一の道路として料金を徴収することができる。

内閣府作成		基礎自治体への権限移譲一覧			
	項目名	関係法律	移譲先 (注)	【参考】 現在 (注)	
内閣府					
1	特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等	特定非営利活動促進法	指定都市	都道府県	
2	災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知	災害対策基本法	-	-	
消費者庁					
3	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	家庭用品品質表示法	市	都道府県	
総務省					
4	町及び字の区域の新設等の届出、告示	地方自治法	市町村	都道府県	
厚生労働省					
5	身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	市町村	中核市	
6	未熟児の訪問指導等	母子保健法	市町村	保健所市	
7	育成医療の支給認定等	障害者自立支援法	市町村	中核市	
8	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	墓地、埋葬等に関する法律	市	中核市ほか	
9	第二種社会福祉事業の届出受理等(隣保事業)	社会福祉法	市	中核市	
10	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	社会福祉法	市	中核市	
11	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査並びに専用水道の給水開始の届出受理等	水道法	市	保健所市	
12	有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令	老人福祉法	中核市	都道府県	
13	指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等	介護保険法	中核市	都道府県	
14	指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等	障害者自立支援法	中核市	都道府県	
15	理容所の衛生措置基準の設定等	理容師法	保健所市	都道府県	
16	興行場の衛生措置基準の設定等	興行場法	保健所市	都道府県	
17	旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等	旅館業法	保健所市	都道府県ほか	
18	公衆浴場の衛生等措置基準の設定等	公衆浴場法	保健所市	都道府県	
19	クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定	クリーニング業法	保健所市	都道府県	
20	毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等	毒物及び劇物取締法	保健所市	都道府県	
21	美容所の衛生措置基準の設定等	美容師法	保健所市	都道府県	
22	薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等	薬事法	保健所市	都道府県	
23	結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	保健所市	中核市	
農林水産省					
24	農地等の権利移動の許可	農地法	市町村	都道府県	
経済産業省					
25	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	ガス事業法	市	都道府県	
26	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	電気用品安全法	市	都道府県	
27	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	市	都道府県	
28	特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	消費生活用製品安全法	市	都道府県	
29	緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等	工場立地法	市	指定都市	
30	商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画等の認定等	中小小売商業振興法	市	都道府県	

(注)：指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 保健所市：保健所を設置している市 市：すべての市 市町村：すべての市町村

	項目名	関係法律	移譲先 (注)	【参考】 現在 (注)
国土交通省				
31	都市計画の決定(地域地区:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
32	都市計画の決定(都市施設:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
33	都市計画の決定(市街地開発事業:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
34	都市計画の決定(市街地開発事業等予定区域:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
35	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	土地区画整理法	市	特例市
36	路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等	駐車場法	市	特例市
37	改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	住宅地区改良法	市	特例市
38	流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令	流通業務市街地の整備に関する法律	市	中核市
39	都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地区内の建築等の許可等	都市計画法	市	特例市
40	市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等	都市再開発法	市	特例市
41	緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等	都市緑地法	市	中核市
42	住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	市	特例市
43	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	市	特例市
44	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	市	中核市
45	被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等	被災市街地復興特別措置法	市	特例市
46	防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	市	特例市
47	マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	市	特例市
48	特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市	特例市
49	土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等	公有地の拡大の推進に関する法律	市	中核市
50	都市計画の決定(区域区分:指定都市)	都市計画法	指定都市	都道府県
51	都市計画の決定(都市再開発方針等:指定都市)	都市計画法	指定都市	都道府県
52	都市計画の決定(都市施設:指定都市)	都市計画法	指定都市	都道府県
53	都道府県道の管理	道路法	-	-
54	市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	景観法	-	-
環境省				
55	騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	騒音規制法	市	特例市ほか
56	悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	悪臭防止法	市	特例市
57	振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	振動規制法	市	特例市
58	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	環境基本法	市	都道府県
59	一般粉じん発生施設設置の届出受理、基準適合命令等、報告徴収、立入検査	大気汚染防止法	特例市	中核市ほか
60	一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出受理、解任命令、報告徴収、立入検査	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特例市	中核市

(注): 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 保健所市: 保健所を設置している市 市: すべての市 市町村: すべての市町村